

令和5年1月16日

住宅局建築指導課

## 建築BIM加速化事業の代表事業者の登録を開始します ー建築BIMを導入する設計者や施工者を補助金により支援ー

本日1月16日(月)より、建築BIM加速化事業の代表事業者(※)の登録を開始します。

本事業では、一定の要件を満たす建築物を整備する新築プロジェクトにおいて、複数の事業者が連携して建築BIMデータの作成等を行う場合に、その設計費及び建設工事費に対して国が民間事業者等に補助を行います。

(※)代表事業者:本補助を受けようとする複数の設計者又は施工者を代表する者であり、補助金の交付申請のとりまとめ等を行っていただきます。

### 1. 建築BIM加速化事業の概要(事業の詳細は別添チラシ参照)

#### ① 補助の要件

- ・代表事業者(設計や施工の元請事業者等)が、協力事業者(下請等)による建築BIMの導入を支援し、建築BIMモデルを作成すること
- ・整備する建築物は、敷地面積が1,000 m<sup>2</sup>以上であること、階数が3以上であることなどの一定の要件を満たすこと 等

#### ② 補助対象者

設計又は施工を行う者(代表事業者及び協力事業者)

#### ③ 補助対象経費

- ・BIMソフトウェア、周辺機器、CDE 環境(設計・施工情報を共有するためのクラウド等)の利用料 等
- ・BIMコーディネーター等の人件費
- ・BIM講習の実施費用 等

### 2. 代表事業者の登録

#### ① 期間

令和5年1月16日(月)～3月31日(金)

#### ② 登録方法

建築BIM加速化事業実施支援室のホームページ(<https://bim-shien.jp>)から応募様式をダウンロードし、電子申請により登録を行ってください。

なお、本補助を受けようとする設計者又は施工者の補助金の交付申請等の手続きについては、代表事業者の登録後に別途ご案内します。

(問い合わせ先) 国土交通省住宅局建築指導課 (内線 39530)

TEL 03-5253-8111(代表)

# 建築BIM活用プロジェクト

を支援します

令和4年度2次補正予算において  
～「**建築BIM加速化事業**」を新たに創設しました～  
(国費80億円)

まずは、事業者の登録をお願いします



## 建築BIM加速化事業 **3**つのポイント

- 1** 来年度末(R5年度末)までの**基本設計・実施設計・施工のBIMモデル作成**が対象です
- 2** 設計BIMモデルや施工BIMモデルの作成等に要する**費用**について幅広く補助します
- 3** 協力事業者(下請事業者等)だけでなく、**代表となる元請事業者等**も補助の対象です

**まずは、プロジェクトの代表となる事業者の登録をお願いします** (その後のプロジェクト等の変更は可能です)

詳細は裏面をご覧ください

# 建築BIMを活用する事業者の拡大により 建築BIMの社会実装を加速化します

## ○対象となるBIMモデル作成費

項目	含まれる経費
BIMライセンス等費	・BIMソフトウェア利用費（ビューワーソフト、アドオンソフトの利用費、BIMモデルを利用するためのPC・タブレット・ARゴーグル等周辺機器のリース費等を含む） ・CDE環境(共通クラウド)構築費・アクセス費
BIMコーディネーター等費	・BIMコーディネーター人件費・委託費 ・BIMマネジャー人件費・委託費 ・BIM講習に要する委託費・人件費・諸経費
BIMモデラー費	・BIMマネジャーをサポートするBIMモデラー委託費

※プロジェクトに参加する専門設計事務所や専門工事業者に加えて、代表となる意匠設計事務所や元請事業者(ゼネコン等)が要する経費も対象。

## ○延べ面積別の補助上限額

延べ面積	設計費	建設工事費
1,000㎡以上、10,000㎡未満	25,000千円	40,000千円
10,000㎡以上、30,000㎡未満	30,000千円	50,000千円
30,000㎡以上	35,000千円	55,000千円

## ○建物要件

3階以上、敷地面積が概ね1,000㎡以上 等

## ○スケジュール

**事業者登録** 令和5年1月16日～3月31日

**交付申請** 登録後、随時

**完了実績報告** 令和6年3月時点でそれまでの成果に応じて補助金額が決まります

※「BIMを活用した建築生産・維持管理プロセス円滑化モデル事業」のような詳細な報告書は不要です

### お問合せ先

国土交通省 住宅局 建築指導課

### 詳細情報

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/bim.html>

